

事例番号:320199

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 6 日

17:12 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

22:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈出現

22:40 頃- 胎児心拍数陣痛図で遷延一過性徐脈出現

23:20- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、遷延する徐脈を認める

23:35 産瘤のため吸引の圧がかからず、オキシトシン注射液による分娩促進
開始

23:41 吸引または子宮底圧迫法を複数回実施後、子宮底圧迫法により
児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 6 日

(2) 出生時体重:3300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管

(6) 診断等:

生後 1 日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 9 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 4 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性が高いと考える。

(3) 胎児は、妊娠 38 週 6 日の分娩第 I 期の終わり頃から低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 38 週 6 日、陣痛発来で入院時の対応(内診、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 妊娠 38 週 6 日 22 時 50 分以降、胎児心拍数陣痛図の判読(胎児心拍下降ありレベル 3 と判読)と対応(医師に報告、吸引分娩の準備)は一般的である。

(3) 吸引分娩、子宮底圧迫法の適応については、診療録に記載がないため評価できない。吸引分娩、子宮底圧迫法の適応について診療録に記載がないことは一般的ではない。

(4) 吸引分娩について要約を満たしていることは一般的であるが、吸引分娩の

方法について、正確な実施回数と開始および終了時刻が診療録に記載がないため吸引分娩の方法については評価できない。また、吸引の実施回数、開始および終了時刻について診療録に記載がないことは一般的ではない。

- (5) 妊娠 38 週 6 日 23 時 30 分に胎児心拍数波形のレベル分類(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)判定レベル 4 と判読し、23 時 35 分に産瘤のため吸引の圧がかからずオキシシ点滴を開始したことは一般的ではない。
- (6) 子宮収縮薬使用に関する同意取得方法(「原因分析に係る質問事項および回答書」によると口頭で説明、診療録に記載せず)は基準を満たしていない。
- (7) 子宮収縮薬の投与方法(生理食塩液 250mL にオキシシ注射液 5 単位を溶解したものを、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると精密輸液ポンプを使用せずゆっくり投与)は基準を満たしていない。
- (8) 子宮収縮薬使用中の分娩監視方法は一般的である。
- (9) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関 NICU 管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) オキシシ注射液の使用については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則した使用法が望まれる。
- (2) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】吸引分娩の詳細等の記載が不十分であった。これらは重要な事項であり、診療録に記載することが必要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時

刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩
監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。